

舒明以後の歌謡

賀 古 明

一、はじめに

本論考は、先に古代文学会研究発表会百回記念大会において、「継体紀以後の歌謡」と題して、継体紀から天智紀までに置かれていた歌謡の、それぞれの歌謡が、それぞれの天皇紀にある事由―意義の探究を主眼として、その大様を発表した。その所見の中、舒明紀以後の歌謡に関する部分の整文発表である。

したがって、小論「継体紀以後の歌謡―継体から欽明まで―」^{註1}及び「欽明紀以後の歌謡―欽明から舒明まで―」^{註2}に続くものである。

なお、継体紀以後の帝紀記録中の立后及び、納妃条に見る、皇子女の出生記録の書記態に見出される帝紀の記録の節目が、本論考の探求主旨の立証拠点の一つとなる。これについての詳論は、前記の第一の小論に記した。その結論をまず次に略記しておく。

継体紀・安閑紀・宣化紀の帝紀記録は、継体紀の立后及び納妃の記録本文中に、欽明代における整文である証を見る。ここに第一の節目がある。欽明紀以後、推古紀までの帝紀記録には、欽明紀の立

后・納妃及び敏達紀の立后・用明紀の立后・納妃の記録本文によって舒明代での整文の証を見出す。ここに第二の節目がある。

舒明紀以後については、前記の二つの節目の場合と同様に、皇子女の出生記録のみによれば、天智七年の納妃の条の記録本文によって元明代に入っている整文の証を見る。

この帝紀記録の整文の第一の節目までは、継体―安閑・宣化―欽明にかかわり、それは、継体を父とする唯一血縁による皇統内のみでの一段落に相応する。当然、その間の帝紀記録の整文時は（欽明代と安閑・宣化二代とを並立存在としても）、その血縁の末代欽明代である。第二の節目までは、前記の血縁皇統の正統継承者としての欽明を父とする敏達・用明・崇峻・推古にかかわり、ここに、継体血縁の皇統の第二の段落があり、その間の整文時は、敏達の直系孫舒明代に相当する。

この第二の節目以後の、第三の節目までは、舒明から元明までにかかわっている。ただ、舒明以後の皇統は、舒明―天智―天武―文武の血縁の間に、舒明の皇后宝皇女の即位・重祚（皇極・斉明）

があり、更にその間に、宝皇女の同母弟輕皇子の即位（孝徳）があり、なお、天武に続き、その皇后鸕野皇女の即位（持統）があり、文武に続く、その父皇壁皇太子妃阿陪皇女の即位（元明）^{註3}があつて、前記のように、純粹に唯一血縁の皇統とはいえない。しかし、中大兄皇子は、皇極紀元年の新嘗に、「丁卯の日、天皇、新嘗を御しましき。是の日、皇（太）子大臣、各自、新嘗しき。」とあり、公儀の陪侍の筆頭に立ち、皇極の讓位の時孝徳即位と同時に、その皇太子に立ち、斉明代及び称制時を通じて、即位まで、実質上の主権者としての位置にあつた。更に持統は、天武の皇后として直統する血縁に結ばれて後、天武崩御を承けての即位であり、元明は、草壁皇太子妃として直統血統に入つて後、御子文武の崩御に継ぐ即位である。故に、実質上は、舒明一（中大兄）・天智・天武・持統一文武という一血縁の皇統として、元明に至っている。したがつて、その整文時は、元明代と見得る。

この継体紀以後の帝紀記録の書記態に見る三つの節目の内、第一の節目までの範囲内にある歌謡は、皇太子讚美の歌謡（紀九六・九七）と南鮮交渉にかかわる事件挿話歌謡（紀・九八・九九、紀一〇〇・一〇一）とであり、第二の節目までにある歌謡は、天皇讚美の歌謡（紀一〇二・一〇三）及び皇太子讚美の歌謡（紀一〇四）と南鮮交渉記録に附加された事件挿話歌謡（紀一〇五）とである。^{註4}故に、この両者間には、歌謡の附加・挿入の意義・性格にあまり相違がなく、更に、それぞれの節目までの範囲内に、その中に更に細かく節目を考えさせるような資料は、帝紀記録は勿論、その他の本辞的記録類などの中にもない。

ただ、第一の節目までの整文に、その整文時の修史整文者側にあ

る反大伴（金村）意識が一貫して強く読み取られ、その立場による整文性格が認められる。第二の節目までの整文には、その修史整文者側に反蘇我意識が一貫して底流している整文性格がある。ここに、当時の時代性に測して相違が見られる。

しかし、第三の節目までの間にある。舒明紀から持統紀までには、帝紀記録以外の、皇統本辞・治績本辞の類、更に氏族記録、その他の附加・挿入の雑記録などの判読によって、時代勢力の変移に立脚する節目がなお見出される。そのそれぞれの節目間に置かれてある歌謡の附加・挿入の意義に相違が認められる。本論考は、この問題点に、考究の主眼を据える。

なお、継体紀以後に、三十三首の歌謡がある中、舒明紀以後には、舒明紀一首・皇極紀七首・孝徳紀三首・斉明紀八首・天智紀五首があり、もっとも多い。ただ、舒明紀の一首は、舒明即位前記にあり、推古代末三十六年の事件にかかわる事件挿話歌謡である。^{註5}故に、この一首は、推古紀内の歌謡で、その性格を持っている。したがつて、本論考の対象歌謡は、実質、皇極紀以後の歌謡二十三首である。

この舒明紀以後の歌謡二十三首の中には、推古紀以前の歌謡十首に見る。天皇・皇太子の讚美の歌謡（五首）及び事件挿話歌謡（五首）の類のものは全くなく、宴席歌謡（一首）・童謡（八首）・謡歌（三首）・時人歌謡（一首）及び相問歌（一首）・追悼挽歌（九首）がある。このように、第二の節目の前と後とでは、歌謡の性格とその挿入意義に、大きな断層がある。

二、皇極代の時代性

皇極紀の歌謡七首は、皇極代の時代性を表わす記録、特に、その中の、蘇我氏の氏族記録及び変異記録とにかかわって置かれてゐる。

この皇極代の時代性は、崇峻代に既に発足している。すなわち、崇峻即位前時、物部大連守屋が擁立を企図した穴穂部皇子の、蘇我馬子による謀殺、続く、対立氏族物部守屋とその一族の討滅、更に、崇峻の弑殺によって、蘇我氏の独裁政権が樹立した。しかし、馬子による独裁政治は、推古即位の元年四月、厩戸豊聰耳皇子の立太子と、推古が、皇太子に「政を録授せしめ、万機を以て悉に委ねまし」た施政とによって、厩戸皇子薨去の二十九年まで、一時、その推進が制御され、そこに、推古・厩戸皇子と馬子との間に君臣和楽の雰囲気を表わす記録（推古二十年正月の条、推古・馬子贈答二首^{註7}）に見る状態を生じ、推古治政下に、厩戸皇子を施政者とし馬子の協力する。律令制国家体勢の進歩が見られるように至った。

しかるに、二十九年正月、厩戸皇子の薨去を境として、律令的体勢への進路は阻止され、再び、馬子による独裁政権の線が強まり始め（推古紀三十二年の条）、更に、三十四年、馬子の薨去後、その子蝦夷によって蘇我氏の専制体勢は急速に確立されるに至る。

特に、推古崩御の三十六年三月の、皇位継承にかかわる係争は、田村皇子（舒明）を擁立しようとする蝦夷の勢力と、山背大兄王の擁立を企図する境部摩理勢との争闘であり、それは更に、馬子の子蝦夷と、馬子の次弟境部摩理勢との、蘇我氏内での氏族主権の争奪にかかわるものであった。

したがって、この係争における蝦夷側の勝利は、蘇我氏内の体制の統一を確保し、それによって、当代唯一の大氏族勢力としての蘇我氏の権勢を絶体的なものとした。

しかも、次代舒明は、その蝦夷の擁立による即位であり、蝦夷の妹、法提郎媛は夫人として入内している。このような情況の下において、即位後の舒明の行動は、舒明紀に、二年十月、飛鳥岡本宮への遷都、三年九月、津の国の有間の温湯への行幸・十二月の還幸、八年六月、岡本宮の火災による、田中宮への遷居、十年十月、再び有間の温湯への行幸・十一年正月、温湯からの還幸、新嘗を御ししこと、七月、百済宮造宮の詔、十二月、伊予の温湯への行事・十二年四月、伊予からの還幸あり、厩坂宮にまじしこと、十月、北葛城の百済宮に遷居、十三年十月、百済宮にて崩御を記しているのみであり、この間、国政は蝦夷の専行にまかされていたとみられる。

このような政情は、皇極代に及び、皇極即位時、蝦夷は唯一の大^一臣として立ち、その子入鹿は、「みづから国政を執り、威、父に勝り、是に由りて、盜賊恐憚し、路に遺を拾はざりき。」と記される威勢を現わしていた。その入鹿と蘇我一氏に族よる執政独専は、皇極代末における、中大兄皇子と中臣鎌子などによる入鹿の誅殺と蝦夷の誅死とによって断ち切られるまで、専横に強く継続した。

皇極紀の歌謡のすべては、上記のような皇極代の内政事情に対する。皇極内廷の修史整文者の意識によって、その記録の整文時に、その記録に附加・挿入されたと思得る。

次に、それぞれの歌謡について、その附加・挿入の手法・構成を通して、その意義の把握に及ぶ。

三、皇極紀の歌謡・一

皇極紀の、第一番目の歌謡は、皇極元年の記録の末尾に置かれて
いる「是歳」という書き出しの追加挿入形式の記録（「是歳記録」）
の中にある。この是歳記録は、次のような、五段構成である。

「是の歳、蘇我大臣蝦夷、祖廟を葛城高宮に立てて、八佾の舞を
為しき。」

(一)

歌を作りて曰はく、

大和の忍の広瀬を渡らむと、脚帯たづくり 腰づくらふも (紀

一〇六)

(二)

また、尽に挙国の民并せて百八十部曲を発し、あらかじめ隻墓を
今来に造りき。一を大陵と曰ひて、大臣の墓と為し、一を小陵と
曰ひて、入鹿臣の墓と為し、望むらくは、死の後、人を勞せ使む
なかれと。更に悉に上官の乳部の民を聚め、菅兆所（はかどころ）に役
使しき。

(三)

是に於いて、上官の大娘姫王、発憤して歎いて曰はく、「蘇我臣、
専ら国政を擅にし、多に無礼を行ふ。天に二日無く、国に二王無
し。何に由りてか意に任せて封民を役せむ。」と。

(四)

茲より恨を結びて、遂に俱に亡されぬ。」

(五)

この記録の第一段は、推古紀三十二年十月の条に、蘇我馬子が、
二人の臣を使として、天皇に

「葛城県はじめ臣の本居なり。故、其の県に因りて姓名と為せ
り。是のゆゑに、冀はくは、常にその県を得て、以って臣の封県
と為さんと欲ふ。」

と奏せしめたが、これに対して、天皇は、

「今、朕は蘇何より出でたり。大臣も亦朕が舅なり。故、大臣の
言、夜に言さば、夜を明かさず、日に言さば、日を晚さず、何の
辞か用ゐざらむ。然れども、今、朕の世に当り、頼に是の県を失
ひては、後の君、愚癡なる婦人し天下に臨みて、頼に其の県を失
ふと曰らしまさば、あに独、朕が不賢のみならめや。大臣も亦不
忠ならむ。是、後葉の悪名なり。」

と事理を尽して、勅許されなかつた記録内容を受けるものであ
り、皇極代に入り、蝦夷時に強大になつた自族の実力によって葛城
の地を領有するに至り、祖廟を大和の高宮に立てて、その祝宴に、
中国で天子のみが行う「八佾舞」をなしたことの記録である。

この記録は、本来、蘇我氏が、天皇を越えるほどの最強の勢力を
握るに至つた、その自族の隆盛を表わす氏族記録によるものであ
る。ただ、ここに「蘇我大臣蝦夷」と記す部分は、蘇我氏の氏族記
録としては、「大臣蝦夷」とあるに、蘇我氏以外の修史整文者が、「蘇
我」を加筆したものである。この整文の結果において、はじめて、八
佾舞をなしたことが、蘇我氏の潜越・横暴を表わす表現となる。先
行の諸注釈（「記紀歌謡新解」―相磯貞三博士・「記紀歌謡集全講」―
武田祐吉博士・日本古典文学大系「古代歌謡集」―土橋寛博士・「日
本書紀」―坂本太郎博士他）の解説は、すべてこの段階で成立す
る。この第一段の修史整文意識も当然そこにあり、ここに整文者側
の反蘇我意識を明らかに見得る。

なお、「立三祖廟於葛城高宮」の部分について、今日見る古鈔本
中、禁中本（宮内庁書陵部蔵―寮本）・兼水本（京都北野神社所蔵
―北野本）及び釈日本紀を除いた諸本には「立三祖廟於葛城高宮」
とある。（国史大系日本書紀・後編・卷廿四卷ノ頭注一九五頁ニ

ヨル)この「己(オノガ)」も、本来、蘇我氏の氏族記録にはなく、前記の整文時以(後あるいは、伝写過程において)加筆され、それは「蘇我」の加筆による意義を更に強調しようとする整文者、あるいは伝写者の意識によると見る。

第二段の歌謡の意義は、前記の先行注釈書には、

「大事を執行しようとする意志を表示すると云はれる。人もなげな蘇我氏の全盛代の体度がよくえがかれている。」(全講―「評」)

「蘇我氏が天下を押し領しようとするための軍立ちを祖廟に祈る趣」という。(橘守部―言別)(日本書紀下・古代歌謡集同説)

と解説されている。これらは、前記の第一段の、整文に見る反蘇我意識の意義を受けての解説である。しかし、武田博士は、前記引用の「評」中に続けて、

「しかし、蘇我の蝦夷がはたしてこのような歌を詠ったかは、たしかでなく、歌がらからいえば、やはり蝦夷を批判した時の人の歌という傾向が濃厚である。」

と記されている。まさに、この歌謡は、本来蝦夷自身また蘇我氏の誰かが詠ったものではなく、蘇我氏以外の「時の人」が詠った歌である。しかし、その「時の人」が「蝦夷を批判した(時)」の歌謡とするのは、やはり、第一段の整文以後の意義による解説となる。その「(時の)人」は、本来、この歌謡に対する整文以後の意義とは何ら直接の関連はなく、「大和の忍の広瀬―曾我川辺の人々の労作・農耕の歌謡であったものが、また、整文時において、第一段の整文に次いで採りあげられ、その整文後の意義に併せ、その意義の強調のために、附加挿入された」と見る。このことは、この歌謡の前に、「作」歌曰」の前書きのみが置かれていることによる。しかも、こ

の部分においてもまた、古鈔本中、前記の禁中示・兼永本及び釈日本紀に見ない「遂(ツイニ)」字が、その他の古本に「遂作歌曰」とある。これは、前記の「己」字の加筆の場合と同様に見得、この字の加筆によって、第一段への第二段の連なりを密にし、第一段・第二段を一括して、反蘇我意識に立つ整文をなした跡を見る。ここに、この歌謡が、反蘇我意識を持つ整文者によって、その意義表現の強調として、附加挿入されたことが認め得る。

続く第三段・第四段は、今、あえて解説を加えるまでもなく、それぞれの全文が明らかに反蘇我意識に立って、蝦夷・入鹿及びその一族の驕慢・潜越と横暴・専制とをにくみ・うらむ記録である。この第三段・第四段が、第一段・第二段に附加記録され、是歳記録として、一括、整文者側の反蘇我意識を明確にし、強調する構成となっている。

第五段は、前の四段を一括した「結び」として附記されている、応報結末記である。その附記者は勿論整文者である。

したがって、この是歳記録全文の最終整文時は、この第五段に記す「遂取_二俱亡_一」の時、すなわち皇極紀四年六月の条に記す。皇極代末の、入鹿の誅殺・蝦夷の誅死の時より後の、孝徳代以後である。それは、蘇我氏討滅の指導者中大兄皇子(及び中臣鎌子)の膝下の修史整文者の手による。

四、皇極紀の歌謡・二

皇極紀の第二の歌謡を含む、二年十月の条は、次のように四段構成である。

「丁未の朔、己酉、群臣伴造を朝堂の庭に饗へ賜ひて、授位の事

を譲りましき。遂に国司に詔しましき、『前に勅せる如く、更に改換すること無し、宜しくその任に之りて爾の治むる所を慎め。』と。

(一)

壬子、蘇我大臣蝦夷、病に縁りて朝せず。私に紫冠を子の入鹿に授けて、大臣の位に擬し、復、其の弟を呼びて、物部の大臣と曰ひき。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹なり。故、母の財に因り威を世に取りき。

(二)

戊午、蘇我臣入鹿、独り上宮の王等を廢して、古人大兄を立てて天皇に為むと謀りき。

(三)

時に、童謡有りて曰はく、

岩の上に小猿米焼く、米だにもたげて通らせ、山羊の老翁

(紀一〇七)(四)

蘇我大臣入鹿、深く上宮の王等の威名の天下に振ふを忌みて、独、僭立を謀りき。(後加注)

この第一段は、前半に、天皇が群臣伴造に授位の事を議られた治績本辞であり、後半は、更に国司に勅を下された治績本辞である。

第二段は、第一段に関連し、特に、蘇我氏の氏族記録を素材として、反蘇我氏の立場にある整文者によって手を加え改めた、反蘇我氏記録とされている。そこに蝦夷の専横を述べ、その勢力の由縁を加筆している。第三段は、その子、馬子の、皇位継承に容喙する専制・潜上の謀略を記すこと、既に反蘇我の整文者による。

この第二段・第三段に見る、修史整文者の反蘇我氏意識の強調表現として、第四段に、「于レ時^レ有^二童謡^一曰^レ」の書き出しの前句を記し、「童謡」を置く。この書き出しの形は、整文者による附加挿入であることを示す。

この「童謡」の語義、古来諸説あり、また天治本「新撰字鏡」の言部第卅に

「謡与招反、平、独歌。……又徒歌為謡是也。」
和佐字太(以下略)

とあるにより、この後、「童謡」を「ワザウタ」と訓読し、更に後出の「謡歌」も「ワザウタ」と訓読され、今日に及んでいる。

しかし、日本書紀中、「謡」は、神武紀即位前記に、

「乃為^二御謡^一之曰^レ謡、此云^三宇多預瀨^一……(紀7)」

「乃為^二御謡^一之曰^レ……(紀8)……謡意以^二大石^一

諭^二其国見丘^一也。」

「故聊為^二御謡^一以慰^二将卒之心^一焉。謡曰^レ……(紀12)」

「為^二御^一御謡^一之曰^レ……(紀13)

又謡之曰^レ……(紀14)。因復縦^レ兵忽攻之。凡緒御謡皆謂^二来目^一

歌^一此的取^二歌者^一而名之也。」

とある他は、この皇極紀の

「于^レ時^レ有^二童謡^一曰^レ……(紀一〇七)」

と、この一首の寓意解に、

「時人、説^二前謡之応^一曰^レ……」

及び、

「于^レ時^レ有^二謡歌^一三首。其一日(紀一〇九)其二日(紀一一〇)、

其三曰(紀一一一)」

と、その寓意解に、

「於^レ是或人説^二第一謡歌^一曰^レ……。説^二第二謡歌^一曰^レ……。説^二第三

謡歌^一曰^レ……。」

と、齊明紀に、

「有童謡二日……(紀一二二)。」
と、天智紀に、

「是時天下百姓不願遷都。諷諫者多。童謡亦多。日々夜々失火処多。」(六年三月ノ条)

「五月。童謡曰……(紀一二四)。」

「童謡云……(紀一二五)」

「于時童謡曰……(紀一二六・一二七・一二八)。」

とあるが、全用例である。

この「謡」について、「中文大辞典」(中国文化研究所発行)第三一冊の「謡」の項に、

○徒歌謂之謡。(爾雅、釈詁)徒歌謂之謡。(郝懿行義疏)謡、謂無

絲竹之類独歌之。〔初学記、十五〕有章句曰歌、無章句曰謡。

〔詩、魏風、園有桃〕我歌且謡。〔注〕曲合樂曰歌、徒歌曰謡。

○行歌也。〔因語、晉語六〕辨祚祥於謡。〔注〕行歌曰謡。

○流言也。又、伝聞未実之辞也。(後漢書、劉陶伝)聽民庶之謡吟。

○毀也。(楚辭、離騷)謡詠謂余以善淫。〔注〕謡謂毀也。

とあり、「大漢和辞典」(諸橋轍次博士著)に、「○うたふ。(引用文

中文大辞典に同じ。以下同)・「(二)ひなうた。はやりうた。……」

・「(三)うわさ。流言。風説。……」・「(四)そしる。……」とある。

これによれば、「謡」は、本来、「徒歌」無定律歌謡―自由律歌謡である。それ故に、「行歌」―「ひなうた」―民間歌謡・「はやりうた」―流行歌謡であり得、その引用文「辨祚祥於謡」によれば、既に「(三)流言」・「伝聞未実之辞」を含むことが多い民間流言歌謡・民間風説歌謡であり得、更に、その「流言」「伝聞未実之辞」の内容に、「(四)毀」―「そしる」(―そしり)があれば、明らかに反対者側か

らの民間諷刺歌謡であり、時勢諷諫歌謡でもあり得る。

同じく、中文大辞典の「謡歌」の項に、「即謡歌。(後漢書、許楊

伝)民失其利、多致飢困、時有謡歌。(柳宗元、濮陽吳君文集序)

黎老班白、伏守闕庭、鰥寡童幼謡歌。」

とあり、その引用文に、「謡歌」は、既に、時勢諷刺歌謡であることを

示す。ただ、民間諷刺歌謡は必ずしも「悪・醜」を「毀」るばかり

でなく、「善・美」を讃える場合もあり得る。

同じく、中文大辞典の「童謡の」項に、

「児童間自然産生之歌謡。見琅琊代醉編卷三十五。(詩、魏風、

園有桃)我歌且謡。〔注〕歌必有度曲節奏、謡則但摇曳永誦之、児

童皆能為、故有童謡也。(中略―筆者)〔列子、仲尼〕堯乃微服、游

於康衢、児童謡曰、立我烝民、莫匪爾極、不識不知、順帝之則」

とある。すなわち、「謡」は、「児童間自然産生之歌謡」であり、但

摇曳永誦之」もの―無定律の自由律歌謡である故に、「児童皆能為此

故有童謡也」とする。しかも、その引用例文の一つ(列子、仲尼)

にある「児童謡」の内容は、それが時勢諷刺歌謡であることを明示

する。ただ、その内容は、「堯」讃仰である。しかし「人・事」の

諷刺歌謡は、人事の毀りに用いられる場合が多い。児童は、成

年人の「謡」の内容が、讃仰であるか、毀りであるかを意とせず、

「謡」の「無定律・自由律性」と「行歌」性と興味を持ち、ただ

「謡」するにすぎない。その「児童謡」の拡散は、おのずから成年

人の「謡」の内容そのものの伝播を拡大し、その諷刺歌謡―時勢諷

刺歌謡としての効果を的確に成実するに至る。

前記引用の、神武紀の歌謡(紀8)の後に記されている「謡意…

…」の文意は、既に、「謡」の比喩性↓寓意性をいい、天智六年三

月（天智即位前年）の条の文意は、天下百姓が、遠い「大津宮」への遷都を願わず、そのための強行とその重課とを諷刺する者多く、その心情を託した「童謡」―反時勢諷刺歌謡の多いことをいう。

すなわち、中国語「謡」―「謡歌」・「童謡」の語をそのまま用い、その用語意で、既に用いている。当然、これらの語は、中国語そのままを、漢熟語の音読で用いている。と見るべきである。

なお、前記引用の、神武紀の歌謡（紀7）の前句に附記されている細字注に「謡、此云三宇多預瀨」と訓注がある他に、「童謡」・「謡歌」には訓注を記さない。しかも、神武紀の、その細字注は、少くとも、天武・持統代以後と考えられるものである故に、本文用語である「謡」更に「童謡」・「謡歌」の、天智紀以前の読法を示すものとはなし得ない。まして、新撰字鏡の訓読「ワザウタ」をここに及ぼすことは勿論、適当ではない。

さて、この「童謡」として置かれている歌謡の解義はまた古来諸説ある。しかし、既に時勢諷刺歌謡（＝童謡）として、この歌謡を置いている故に、この場合、この歌謡がここに採りあげられる以前に、いかなる目的で、いかなる場所で歌われた歌謡であるかを追求する必要はない。むしろ、ここで、それを、何をいかように比喩し、諷刺しようとしたものであるかを見定めることが必要である。

率直に見て、この歌謡は、
岩の上で小猿が米を焼いている。（その焼米が出来上るのを待っていないで、せめて）米だけでも食べて（早くここを）通っていらっしやいよ。山羊の老翁さんよ。

とうたっている。この歌謡中、『たげて通らせ、山羊の老翁』という表現は、好意と敬意とを抱く者が呼びかけて、注意している形で

ある。この解意は、この歌謡が置かれている第四段の直前の、第三段に、入鹿が上宮の王等を廃しようとして謀っていると記す。その危険を知らせようとするものとして、第三段に相応する。（なお、附記の細字注の文は、入鹿の行動の根拠を記しているが、むしろ蛇足である。）

修史整文者は、この歌謡の附記挿入部分の後に、次月、十一月の条の記録を置く。この記録は、入鹿が、山背大兄王等を襲い、ために、山背大兄は妃・子弟等を率いて一時生駒山に隠れられたが、暫らくして、再び斑鳩寺に帰られた時に、入鹿の軍に囲まれ、終に、子弟妃妾と共に自経して但に死にましたことを記録している。この構成は、前記の歌謡（童謡―時勢諷刺歌謡）を予兆歌謡として取りあつかってもいる。

この事件記録の直後に、前記「童謡」の寓意解を「時人説」として記す。すなわち、

「時人、前謡の応を説きて曰はく、いはのへにを以て上宮に喩へ、こざるを以て林臣に喩へ、こめやくを以て上宮を焼くに喩ふ。こめだにもたげてとほらせ、かまししのをちを以て山背王の頭髮の斑雜毛山羊に似るを喩ふ。」

又曰はく、其の宮を棄捨て深山に匿るるの相なり。」

この寓意解は、まず、語句の比喩を解き、「又曰」は、この「童謡」の予兆の「相（シルシ）」をいい、その諷刺の大意を示す。

この歌謡の上二句の解意は、正嶋をはずれているのではないか。むしろ、上二句は童話的な描写句であり、ただ、その第二句の「米焼く（―焼米）」の語句が、第三句の「米だにも」を引き出し、それを含む下三句の作者主情の比喩表現を強調している歌体の歌謡であ

る。下三句については、「山羊の老翁」のみを解き、正に山背大兄王と指す。しかし、第三句第四句には触れない。「又曰」に、比喩・諷刺の大意をむしろ的確に示す。

このように「童謡」とする歌謡を前に置き、その寓意解を後に附記する構成は、小島憲司博士によれば、「史書の五行志には数多の童謡を含む。」「述作者は詳しく童謡の説明を行ふ。」「皇極紀の述作者が時人の言をかりて童謡の解釈を行ふのは、史書（ことに漢書・後漢書などの一筆者附記）五行志の述作の方法をそのままにまねたものである。」「（上代日本文学と中国文学」上・第三篇「日本書紀の述作」）なお「これは推古紀以降これらの諸巻が、五行志と同じく淫雨・大水・早・災火・草妖・雹雷・大風・人化・蟲禍・日蝕などの異変の記事に満ちていることによっても知られる。」「（同上書）とされている。この先行説に、まず従う。

ただ、

「歌謡そのものの性格の如何に拘らず、述作者の解と結ばれて、ここに『童謡』の性格を帯びる。云はば、漢籍の述作の方法に刺激されて卷末諸巻にそれが集中したのである。」

と記されている。その中、筆者が圈点を附した解説には疑問が残る。

既に記したように、修史整文者は、「童謡」の語が、時勢諷刺歌謡である知識を持ち、その歌謡も、時勢諷刺歌謡として、そこに置く。故に、「于レ時有三童謡一曰」と記し、更に、単に、「童謡曰」「童謡云」とも記す。しかも、皇極紀の一首（紀一〇七）及び「謡歌三首」（紀一〇九・一一一・一一一）には寓意解を附記するも、齊明紀の一首（紀一二二）・天智紀の五首（紀一二四、一二五、一二六）

にはない。

寓意解は、修史整文者にとっては、本文として不要のものであり、それを後に附記するのは読者への親切である。ただ、その場合、整文者の知識に享受されている五行志の書記法が、皇極紀の整文者において借用されているには違いない。なお、皇極紀・孝徳紀及び齊明紀・天智紀にも多く変異記録の挿入があり、これが五行志の知識の影響によるものであるとしても、更にそれらは、齊明紀、天智紀の中に見る童謡挿入の意義の解明を助け明らかにする。（詳説後述）。

なお、皇極紀に見る、この「童謡」の附記挿入と、それを含む二年十月の条の構成は、既に記したように、反蘇我氏の意識に立つ修史整文者による整文によって、反蘇我氏意識の記録となっている。この記録内容を起点・主因として起った事件―入鹿勢による山背大兄王及びその一族臣下達の討滅のことは、この「童謡」記録の直後、次月十一月の条に続いて記録され置かれている。この十一月の条の記録も、蘇我氏の氏族記録を主素材として、反蘇我氏の立場にある修史整文者によって、加筆され、反蘇我側の整文者による記録の態となっている。すなわち、氏族名「蘇我」の加筆については前に記したが、特に、ここに大きな加筆は、十一月の条の記録の中ごろにある。「三輪文屋君」の勸言と、山背大兄王等の、それに対する言葉である。すなわち、後者は、

「山背大兄王等対曰、『如三卿所レ言、其勝必然。但吾情冀二十年不レ役三百姓。以三一身之故三豈煩三旁万民。又於三後世三、不レ欲三民言丙由三吾之故三喪乙己父母甲。豈其戦勝之後、方言三丈夫一哉、夫損身固レ国、不レ亦丈夫者一歟。』」

とある。これ、正に、君子儒徳行の言行であり、山背大兄王を讃仰する側での作文の挿入である。更に、入鹿の勢の、寺を囲んだことを記す次に、

「於是山背大兄王使_レ三輪文屋君謂_レ軍將等曰、「吾起_レ兵伐_レ入鹿_一者、其勝定之。然由_二一身之故_一、不_レ欲_二傷_レ殘百姓_一。是以吾之一身賜_二於入鹿_一。」」

とあるも、前に同じである。また、山背大兄王等の死を記す次に、「于時五色幡蓋、種々伎楽、照_二灼_レ於空_一臨_二垂_レ於寺_一。衆人仰觀稱嘆、遂指_二示_レ於入鹿_一、其幡蓋等變為_二黑雲_一、由_レ是入鹿不_レ能_二得_レ見_一。」

とあるは、山背大兄王への「仰觀稱嘆」を表わす、整文者の作文挿入である。

ここに、十月の条・十一月の条を通じて、入鹿の専横・反逆を向ひに置き、ひたすら山背大兄王を讃歌する心情を強調する。強い反蘇我意識を、ここに見る。「童謡」(紀一〇七)は、この十月の条の第二段の後に附加挿入され、十一月の条の直前に置かれている。この「童謡」の意、その附加挿入の意義、おのずから更に確かとなる。その修史整文期及び修史整文者は、正に、皇極紀第一の歌謡(紀一〇六)の場合と同じである。

五、皇極紀の歌謡・三

皇極紀の歌謡の中、残る五首は、皇極紀三年の条にすべて置かれている。

三年の条は、前記の、二年十一月の条の、入鹿が、山背大兄王及び一族・臣下を死に至らしめた暴虐の行動を起因とする。中大兄皇

子と中臣鎌子らとによる。蘇我氏の中心勢力の首長蝦夷・入鹿の討滅計画の協議とその推進とを記す。正月の記録からはじまっている。

しかして、この記録は、四年六月の条の、中大兄皇子と中臣鎌子らによる。入鹿の斬殺と蝦夷の誅殺―蘇我氏の専制政治勢力の撲滅の記録に連なる。この二つの記録は、それぞれ蘇我氏の(二つの)記録を素材とし、整文者による多くの加筆によって治績本辞とされている。(この詳説は、今は省略する。ただ、前記の皇極紀第二の歌謡に連関して、そこに記した分析法によって知り得る。)

この二つの記録の間にある、三年六月の条に、皇極紀第三の歌謡を含む一段落があり、続いて、六月の条の直後の是月記録に、第四第五、第六の歌謡三首を含む一段落があり、次の七月の条に、第七の歌謡を含む一段落が置かれている。しかし、この三つの段落の記録のいずれにも、前記の三年正月の条及び四年六月の条に記されている、中大兄皇子と中臣鎌子らによる事変の内容に直接かかわる事柄は何ら記されていない。しかも、この二つの記録の間に、前記の三つの段落の記録が置かれていることは、単なる挿話の挿入ではなく、二つの事変の記録に、間接的ではあるが、それらを置くことに意義あることとして、修史整文者が挿入したものである。その意義を、それぞれについて、次に記す。

皇極紀の第三の歌謡を含む一段落は、二段構成である。すなわち「志紀上郡言さく『人あり、三輪山に猿、昼睡せるを見て、ひそかに其の臂を執らへて、其の身を害せざりき。猿、なほ、眼を合せて、歌ひて曰はく、

向つ峰に立てる背らが、にこねこそわが手とらめ、誰がさきで

さきでどもや わが手とらすも (紀一〇八)

その人、猿の歌を驚恠して、放捨して、去りき。』 (一)

此れ、是は、数年を経歴して、上宮王等、蘇我鞍作の為に、胆駒山に囲まるる兆なりき。』 (二)

この「志紀上郡」の人の「言」の内容の第一段は、或る人が三輪山に行き、昼睡をしている猿を見て、こっそり執えようとした時、猿たちが、眼を見合せて、人語でもしろく歌い出したので、その人はびっくりして、そのまま捨てて去ったという童話的民語にすぎない。

その不思議(変異)を聞いていた人が、数年を経て、都で、入鹿が山背大兄王等を殺したという暴虐を聞き、さてこそ、あの変異は、このことの前兆であったのだと思ったというのが第二段である。この第二段が附加されることによって、第一段は、はじめて前兆記録となる。したがって、この段階で、「猿の歌」は予兆歌謡として取りあげられる。しかし、そこには、なお、「流言・風説」性も「毀」りもない。故に、記録者は、「童謡曰」とも「歌謡曰」とも記していない。ただ、しかし、この一段落の「志紀上郡言」を、修史整文者が、皇極紀のここに取りあげたことによって、その「猿の歌」は、時勢諷刺歌謡となる。すなわち、都の北方に遠く離れた志紀上郡の人々までもが、伝聞の変異事を、蘇我氏の暴虐に結びつけて、それを、その前兆と考えるほどまでに、蘇我氏の専横の噂が、早く、既に知られていたとすることによって、この頃の蘇我氏の暴状を強調しようとした意図による。

整文者は、更に、同じ六月の条の中で、この一段落の直後に、次

の記録を置く。

「剣池の蓮の中に、一茎二萼のもの有り。豊浦大臣、妄推して曰はく、是は、蘇我臣、榮えむとする瑞なり。』すなわち、金墨を以って書して、大法興寺の丈六仏に献りき。』

この記録は、剣池に、一茎二萼の蓮が生じたのを瑞兆とする変異記録を前提とし、豊浦大臣が、自族の繁栄の吉兆として非常によることだことを記す。この記録文中から、「妄推」の語を取り去れば、その文は、まさに、蘇我氏の氏族記録である。整文者は、それに、あえて、「妄推」の語を加筆して、蘇我氏非難の文に変じている。ここにも、反蘇我意識による整文を見る。この都での記録を、ここに置いたことは、「志紀上郡言」の条に見る。地方人の、蘇我氏への不信の心情のあらわれをと相応じて、反蘇我感情の広さと深さを強調している。しかも、更に、整文者は、この六月の条の初頭に、なお、朔日のこととして、次の変異記録を置く。

「大伴馬飼連、百合花を献ず。其の茎長さ八尺、其の本異にして末連なれり。』

この瑞相を語る変異記録の「献」は、宮廷側を対象とする。この六月の条の、三つの段落、まず、宮廷の「末連」の瑞兆を記し、次に、蘇我氏の専横、既に早く広がり、地方の人々にまで不信の深いことを語り、次に、都方面での蘇我氏の隆昌の兆を憎む心情を表わし、この一条中に、反蘇我意識の表出を巧みに構成しあげて記録している。

この六月の条の次に、三年六月の「是月」記録を置く。これは、次の三段構成であり。その中に「謡歌三首」(皇極紀第四・第五・

第六の謡歌)がある。すなわち、

「是月、国内の巫覡等、枝葉を折り取り、木綿を懸掛して、大臣の橋を渡る時を伺ひ、争ひて神語の入微なる説を陳ぶ。其の巫、甚だ多く、具に聴くべからざりき。」

老人等曰はく、『移風の兆なり。』

時に、謡歌三首あり。

其の一に曰はく、

はろばろに、ことぞ聞ゆる、鳥の藪原 (紀一〇九)

其の二に曰はく、

をちかたの栗野の雉ともよもさず われは寝しかど 人ぞとよ

もす (紀一一〇)

其の三に曰はく、

をまやしに われを引きれて せし人の面も知らず 家も知ら

ずも (紀一一一) (三)

この一段落中の、第一段の文は、元年の是歳記録と二年十月の条との間の、二年二月の条に同文(表記用字に多少の出入はある)が既に記されており、更に、その前後に、短文の変異記録が、十余箇条(皇極紀の変異記録の約三分の一の数)置かれている。

変異記録は、前記のように、推古紀から見られ、推古紀中の変異記録(約十六条)は、推古紀三十四年五月の、蘇我馬子の薨去以後すなわち蝦夷による蘇我氏の唯一の専制勢力確立への時期から多く見られ、その大半が置かれている。舒明紀には、きわめて少く(約七条)、皇極紀に入っては、元年の条から見られ、約三十余条を数える。

これによれば、推古紀以後に見る変異記録の挿入は、唯一の蘇我

氏勢力の確立への進行から、その盛時―専制・横暴期を通じて、蘇我氏討滅への行動の兆(「移風の兆」)を表わす記録の、強調手法として、反蘇我意識に立つ修史整文者が挿入したものである。皇極紀の変異記録は、特に、その専制横暴から、蘇我氏中心勢力の蝦夷・入鹿の死にいたる「強調の表現手法」として挿入している。

この第一段の「巫覡等」の特に「大臣の橋を渡るを伺ひ」争って陳べる「神語の入微なる説」は、「神語」に言寄せて、「時風をも諷諫し、諷刺する。しかも、その「神語入微之説」の、「巫」甚だ多く、「具に聴くべからざり」るも、民間の人々は、既に、その行動を蘇我氏の暴虐への激しい抗言と聞く。その状況の感を表わすべく、整文者が、まず、この一段を、再度、ここに置いて、強調の手段とした。(同文の再度誤記説は当らぬ。)

第二段は、第一段の寓意解として、

「老人曰はく、『移風の兆なり。』」

の短文を置く。それ、短文なるも、既に、ここに、その意、おのずから人々に通ずる。

しかも、なお、第三段として、「于レ時^レ有^レ謡歌三首^一」を前記し、謡歌三首を附記、挿入す。

第一首の第二句の「こと―渠騰」は、いずれも乙類字であり、旧来、これを「琴」とし、その後、「言―話し声」の説もある。しかし「事―事柄・事件」とも解し得る。「島」は、「高市郡高市村大字島ノ庄」あたりとする説、古来あり、それ、「島の大^レ臣(入鹿)」の居宅のあったと伝えられる「島ノ庄」をいう。しかし、これは、既に、寓意解の類に入る。むしろ、「島―小さい丘陵」の意が本来意である。その「島」のかたわらの「藪原―僻地の藪原」が第三句の

原義である。そのまま、率直に歌謡意は、「はるかに（かすかに）」の解あり、必ずしも不当ではないが（事（事柄が）聞えて来るよ、（都から遠い僻地の）島の藪原（までも））と解し得る。これは、このままで、比喩歌謡でもなく、諷刺歌謡でもない。しかも、このような片歌形式の歌謡は、本来、伝説類の語りにおいて、その筋中重点の部分を描写し語る場合、その「サワリ」を強調して、会話の表現をとる、その文学的語りの強調手法として、それを片歌形式に乗せて語ったと解し得る用法例が、既に、記・紀に見られる。（これについての詳説は別論に譲る。）このように三句の短い片歌形式に乗せられている会話表現の意は、寓意解として、この一首を、時勢の関心にことよせれば、都での「移風」の事件が、都を遠く離れた僻地「島の藪原」までもはるかに聞えて来ることだなあと意解し得る。ここに至れば、この一首は、既に、時勢諷刺歌謡である。整文者は、四年六月の条の、中大兄皇子と中臣鎌子らによる入鹿の斬殺・蝦夷の誅死の記録の末尾に、この歌謡の寓意解を附記する。すなわち、

「是に、或人、第一の歌謡を説いて曰はく其の歌の謂へるは、『はろはるに、ことそきこゆる、しまのやぶはら』。此は、宮殿嶋の大臣の家に接し起て、中大兄、中臣鎌子連と密かに大義を図り、入鹿を謀戮するの兆なり。」

とある。この寓意解のためには、「はろはるに」は、「ひそかに」と解せざる得ない。この寓意解は、四年六月の条を意識しすぎた感が多い。しかし、整文者の解としてやむを得ぬか。ともかくも時勢諷刺歌謡とはなり得る。

謡歌の「其一」・「其二」は、歌謡そのままでは、民間的な恋歌で

ある。（あえて、場を「歌垣」とするまでもない。）このような民謡的な恋情表現歌謡は、事に寄せて（寄物）解すれば、いかようにも寓意をなし得、更に諷刺歌謡とも取りあつかい得る。この二首の寓意解もまた、先の「其二」の寓意解の次に、記されている。すなわち、

「第二の謡歌を説いて曰はく、其の歌の謂へるは『をちかたのあはのきぎしとよもさず、あはねしかど 人ぞとよもす』。此は即ち、上宮王等、性順にして都って罪あること無くして、人鹿がために害せられ、自ら報ひずといへども、天、人をして誅せしむるの兆なり。」

とある。かなり強引な寓意解ではあるが、この恋情意表現歌謡の持つ疎外感、整文者の解意にも通じ得ぬことはなからう。これまた、この寓意解として役立つ。次に、

「第三の謡歌を説いて曰はく、其の歌の謂へるは『をまやしにわれをひきれてせしひとのおもてもしらず、いへもしらずも』なり。此は即ち、入鹿臣、忽に宮中に佐伯連子麻呂、稚犬養連網田の為に、斬らえむ兆なり。」

とある。この第三の謡歌の、歌謡そのもののみが表わすものは、作者の悲痛感である故に、この寓意解は、当を外れているのではなからうか。あるいは、蝦夷の悲痛感を比喩して表わしたものとすれば、いささかは通じよう。整文者は、この一首の第四・第五句に寓意を寄せて、この歌謡を、謡歌として取りあげたのであろう。

『ともかくも、寓意解の当否はともあれ、修史整文者は、この三首を「謡歌三首」として取りあげて、ここに置いている。整文者が、この三首を、反蘇我意識の心情表現手法として、すなわち「謡歌」

としている。なお、この三首の謡歌の、歌謡としてのみの表現内容そのものは、少くとも、「児童謡」「童謡」とはみなし得ない。故に、整文者も、この三首のみについては、時勢諷刺歌謡と取りあげながらも、特に、「謡歌三首」と記した。

更にこの、三年是月記録の次に、三年七月の条がある。ここに、皇極紀の最後の、第七の歌謡を含む一段落がある。これは四段の構成になっているが、第四段は、附記解説文である。すなわち、

「秋七月、東国不尽河の辺の人、大生部多、虫を祭ることを村里の人に勤めて曰はく、『此は、常世神なり。此の神を祭らば、富と寿とを致さむ。』と。巫覡等詐りて、神語に託して曰はく、『常世神を祭らば、貧人は富を致し、老人は少きに還らむ。』と。是に由りて、ますます勤めて民家の財宝を捨て、酒菜六畜を路側に陳べて、呼ばしめて曰はく、『新富、入り来れり。』と、都鄙の人常世の虫を取り、清座に置き、歌偈して福を求め、珍財を棄捨す。かつて、益れる無く、損費極めて甚し。」

ここに、葛野の秦造河勝、民の惑はさゆるを悪み、大生部多を打つ。其の巫覡等、恐れて、其の祭を勧むることを休めき。(二) 時人、すなわち歌を作りて曰はく、

うつまさは、かみともかみときこえくるとこよのかみを うち
きたますも (紀一一二)

と。

(三)
此の虫は、常に橘の樹に生れ、或るは曼椒に生れ、其の長さ四寸余、其の大きさ頭指許りの如し。其の色、緑にして、黒点あり、其の貌全く養蚕に似たり。」

とある。

この第一段は、東国の不尽河のほとりの人大生部多なる者が、虫を「常世神」とし、それを祭れば、「富・寿」を致すといひ、これを、巫覡等が、更に詐って、「神語」にことよせて「貧人致富、老人還少」をいい、都鄙の人々から財物を「富・寿」の代償として、だまし取り、その弊害のきわめて甚しいことを記す。これ、異事聞き書きの記録である。

第二段は、このことを伝聞した、「葛野秦造河勝」が、都鄙の民が惑わされるのを憎み、大生部を罰したため、巫覡等も恐れて、その祭を勧めるのをやめたと記す。

これ、第一段のことを原因として前提し、第二段に、秦造河勝を讃えて、一括して、一つの語りを構成している。特に、秦造河勝の氏名を、第二段に、あえて明記して、讃える。この第一段、第二段は、一括、秦造河勝称讃の語り物である。しかも、更に、第三段として、「時人」の「作歌」一首を附記する。この歌謡の内容は、第一・第二段の一括語り物の内容から「作歌」されたものであるが、あえて「時人」の語を初めに置き、この歌謡を「謡」の類らしく置いている。しかし、歌謡の内容は、秦氏族の自族称讃の歌謡である。

したがって、この三段は一括して、すでに秦氏の自族讚美の氏族記録であった。

(四)
この「秦」氏について、新撰姓氏録は、「太秦公宿称」(左京諸蕃上・漢)及び「秦忌寸」(右京諸蕃下・山城国諸蕃・漢)の条に、特に詳しく記す。いずれも、共に「秦始皇帝」の後とするは同じ。「来朝」は、前者「带仲彦天皇八年」(仲哀代)とし、後者は、誉

田天皇十四年(応神代)と記し、「帰化」は、兩者共に、応神代に「百廿七県百姓(一伯姓)」を率いての帰化を記す。次いで、前者に、仁徳代の「百廿七県秦氏」「分置諸県」のこののみを記し、後者に、「賜姓」「波陁」のこののみを記す。これら共に「秦」氏の四世紀後半頃の「帰化」とその後の定着の早く、その勢数の多いことを伝える。更に、次いで雄略代に、主として「秦」氏の「養蚕・織絹」に秀で、「禹都万佐」の号を賜ったことを記す。新撰姓氏録の記録は、この雄略代に終る。

日本書紀の記録は、この雄略代に始まり、まず、雄略十二年十月の条に、「秦酒会」の、君側にあり、弹琴・諫言の記録が始まる。次に、十五年の条に、新撰姓氏録と同じく、「絹鎌」などの奉獻によつて「禹豆麻佐」の「賜姓」のことを記し、欽明紀即位前記に、「秦大津父」なるものの、君側に近侍し、大蔵の省を拜したことを録す。更に、これらにつき、推古紀十一年十一月、「秦造河勝」も、君側にあつて、中大兄皇子の言を受け、「蜂岡寺」造建したことを記し、十八年十月には、新羅・任那の客の、来朝の折、秦造河勝など、朝廷にて導者を務め、蘇我蝦夷など、その賓客を廷庭に迎えた宮廷迎賓の行事に奉仕したとある。「秦」氏の人々、かく、常に君側・君命下にあることのみを記録する。

これらの記録に次ぎ、皇極紀三年七月の条、秦造河勝の、大生部多を打ちこらした記録が見られる。秦造河勝の名は、前記の三記録、すなわち三度録されている。

以後、孝徳紀大化元年の条に、「秦造田来津」の、古人皇子にのみして謀反を起したことを記すも、天智紀の称制時初の八月及び九月の条には、「小山下秦造田来津」と記し、専ら、対百済の件に使

している記録が二つあり、齊明紀に、「秦大蔵造万里」の、君側にあつて、天皇のために歌の代作のこと(詳説後述)を録すほかに、なお、天智紀に、その七年七月の条、「秦筆」の、中臣内臣(鎌足)の命により新羅に使したこと、九年五月の条に「大錦下秦造網手」の「卒」を記し、持統十年五月、同人に「忌寸」の「賜姓」を録すなど、また、すべて、君側に侍し、君命下に遣使の役を果している。特に、天智の君側・命下にあり、次いで、また、天武・持統の宮廷に侍し、重用を受けること、微妙といひ得るも、現存の記録のみに見る、この帰化人系氏族の動きに、常に殆ど、その御代の治政者の下にあるのは、巧妙といふべきか。故に、いずれの立場にある整文者も、また殆ど、秦氏を讃え記す。

故に、三年七月の条に、秦氏族の自族讚美の記録を、この皇極紀に、そのまま挿入したと見得よう。

なお、第四段に、「虫」についての解説を附記する。その末尾に「其貌全似養蚕」と記すこと、日本書紀・新撰姓氏録共に、雄略代に秦氏「養蚕・織絹」に秀で、姓「禹豆(都)都佐」を賜わること等を記すに照応する。故に、この附記解説文も、もと秦氏の氏族記録に附記されていたものと見得る。

しかし、そのように、秦氏の氏族記録が、殆どそのまま、ここに採りあげられているとしても、皇極紀の修史整文者が、この一段落を、ここ、三年七月のこととして挿入した、その意義は、その第一段に重点がある。

前記の、二年二月の条及び三年の是月記録の条の、「大臣、橋を渡る時を伺ひ、争ひて神語の入微なる説を陳べ」る、「巫覡等」の

行動は、共に、都の内でのことを記す。三年七月の条の、「巫覡等」が、詐つて神語に託して、人々を惑わしたのは、遠い東国の不尽河のほとりの人の言を発端としたことを記す。しかも、前の二回共に、諷諫・諷刺にとどまるも、後者は、その事、詐行の曲事に至っているを記す。これ、蝦夷・入鹿等の専横、専ら私事を公事に優先する異状の余波、都の内はいうまでもなく、遠く東国の僻地にまで及び、遂に世道人心を苦しめるをいう。すなわち、蘇我氏の異状の、前の二回の記録時より、更に一層甚しく、その災の広がりを表わす意義の表出手法として、特に、この第一段をまずここに置く。

鴻一段の末尾の「都鄙の人、常世の虫を取りて清座に置き、歌俣して、福を求め、珍財を棄捨す。かつて益る所無くして、損費極めて甚し。」の文は、この第一段の正文に附記した整文者の批判言の挿入である。等二段の秦造河勝の行動の称讃記録も、第一段の主旨の強調手法として、そのまま、ここに取りあげ記したことに、整文者として意義がある。それは、また、この附記挿入の歌謡が、その秦造河勝称讃の歌謡である故にこそ、ここに置くことが、蘇我氏の専横への非難・諷刺歌謡・時勢諷刺歌謡としての意義を十分に果すものとの考慮において、反蘇我意識に立つ整文者が為した構成である。

この修史整文者の構成意識は、この直後に、蝦夷・入鹿らの潜上の行為を記す。三年十月の条の記録を置いていることによつてなお確かとなる。すなわち、

「冬十一月、蘇我大臣蝦夷・入鹿、家を甘檜岡に雙べ起てき。大臣の家を称して、宮門と曰ひ、入鹿の家を谷の宮門と曰ひ、男女を称して、王子曰とひき。家外に城柵を作り、門傍に兵庫を作

り、門毎に水を盛る舟一つ、木鉤數十を置きて、火災に備へ、恒に力人をして兵を持ちて家を守らしめき。

大臣、長直を大丹穂山に使用して、梓削寺を造らしめき。更に、家を畝傍山の東に起て、池を穿り、城を作り、庫を起てて箭を儲みき。恒に五十の兵士を將ゐて身に繞して出入す。健人に名づけて、東方の僮従者と曰ひ、氏々の人等入りて、其の門に侍するを名づけて、祖子孺者と曰ひき。漢の直等、全ら二つの門に侍ひき。」

と記す。この文中、初めにある「蘇我」の字を取り去れば、そのまま、蘇我氏の氏族記録そのものである。この氏族記録に「蘇我」の二字を加筆して、整文者は、これを反蘇我氏記録として挿入した。ここに、この記録は、蝦夷・入鹿の、おのが家・子等を、宮闕・皇子女と同等に呼び、兵器具の類を備え、更に畝火山の東に軍備を大にし、一族の末々まで門に侍し護らしめるを記す。これ、蝦夷・入鹿らの行動の、潜上の極みなるをいい、蘇我氏一族の私事のみならず、専横を非難するもの、天人許さざるに至っているを表わす。

この十一月の条の記録をここに置くは、七月の条の記録を受け、その意、相応する構成・配列に、整文者の強い反蘇我意識を見得る。次に置く、四年正月の条に、

「或るは阜嶺に、或るは河辺に、或るは宮寺の間に、遙かに物ありて、猿吟に聴ゆ。或るは一十ばかり、或るは二十ばかり、就きて見るに、物すなはち見えず。尚、鳴嘯の響を聞き、其の身を獲観すること能はず。時人曰はく、「此は、是、伊勢大神の使なり。」と。」

とあり、これ、反蘇我の声、民間に広く、各地に聞えるを比喻して

表わすものとして、この変異記録を置き、更に、そのこと、「伊勢大神の使なり」と寓意解を附記して強調せるものである。

更に、また次に、四年四月の条として、「高麗學問僧寺」の「言」に、「同学鞍作得志」なる者、虎を友とし、その術を学び取り、変異の針術を能く為すに至るも、その虎、その針を取て逃げ去ったという、変異譚を記し、その末尾に、

「高麗国知_レ得志欲_レ帰之意与_レ毒段之。」と附記する。

この変異譚をここに挿したと、単に、異国の変異記録を置いたのみのことではなく、その変異譚の主人公「鞍作得志」の名の、入鹿の別名「鞍作」と同名であるによる。ここにすなわち、入鹿の斬殺されることと予兆記として、整文者の識意によって、特に、これを、ここに挿入したものである。

次に、皇極紀、最後の記録、四年六月の条あり、ここに、中大兄皇子と中臣鎌子等による。入鹿の斬殺と蝦夷の誅死までの経過を詳しく記録し、蘇我氏の、唯一専制勢力の覆滅による、国権の、宮廷に復することを記し、最末尾に、

「庚戌、讓_二位於皇子_一、立_三中大兄_一、為_三皇太子_一」の、帝紀記録を録し、皇極紀の巻を終る。

皇極紀の一卷は、蝦夷・入鹿の勢力の勃興・上昇時の謀略から、更に、その専制・暴虐の姿勢を語り、中大兄皇子と中臣鎌子らの、蝦夷・入鹿の蘇我氏権勢中心の覆滅を以って、蘇我氏の専制施政の終幕を記し、最後に、輕皇子の即位・中大兄皇子の立太子を記して、宮廷執政による新政への出発を語る。

この皇極紀一卷、その記録は、蘇我氏の氏族記録を素材とし、修史整文者の加筆によって、反蘇我の記録とされているものが多く、反蘇我意識に立つ整文者による、「整文記録によって一貫されている」。

故に、この皇極紀一卷中に、附記挿入されている歌謡七首のすべては、整文者の反蘇我意識に立つ記録中、その意義の強調の手法のために置かれていものである。

その皇極紀一卷の修史整文期は、既記のとおり、孝徳代以後である。

当然、孝徳紀以後の記録には、その修史整文者の整文意識に、反蘇我意識を見ない。

ここに、第一章に前記した、帝紀記録中の、特に、その皇子女の出生記録に見出した、第二の節目から第三の節目までの間、すなわち舒明から元明までの間に、更に、皇極紀までと、孝徳紀以後とに、それぞれについて、その修史整文者の整文意識に、全くの相違が見られる。この間に、第一の「小節目」を見る。

六、孝徳紀・斉明紀の歌謡

孝徳紀には、三首、斉明紀には、八首の歌謡がある。この中、斉明紀中の一首（紀一二二）を除いた十首の歌謡は、皇極紀の歌謡とは、その性格を全く異にし、独詠の抒情歌のみである。

この相違は、孝徳紀・斉明紀の修史整文者の立場とその意識とが、皇極紀の場合と全く異っていることによる。

孝徳代は、皇極代末、唯一専制勢力の蘇我氏中心勢力壊滅によって、皇統勢力の絶対的優位が確立し、これを基底として、律令政治

の再建・復活と、その実施・充実が、積極的推進された時期である。

この「大化改新」は、孝徳親政の下に、中大皇子を皇太子とし、阿倍内摩呂臣（倉梯麻呂）を左大臣・蘇我倉山田石川麻呂臣を右大臣とし、中臣鎌子を内臣として発足した。阿倍内摩呂大臣の女、小足媛は、孝徳妃であり、有間皇子の母であり、蘇我倉山田石川麻呂大臣の女、造媛は、中大兄皇子妃である。

改新は、この皇系親縁を主軸とし、その企図・実施は、その中、主として、中大兄皇太子と中臣鎌子内臣とによって進められている。大化五年の二月までの記録は、元年三月の古人大市皇子と蘇我田口臣堀らによる謀反の討滅記録の外に、難波長柄豊碕宮への遷都・難宮への行幸・宮中年中行事などの治績本辞記録がある以外は、その大部分が、新施政のための、多くの詔勅などの記録のみであり、改新の、順調な推進を見る。ここまでには、一首の歌謡も置かれていない。

しかし、五年三月。左大臣阿倍内摩呂の薨去（辛酉—十七日）、その葬送後、問も無く、蘇我倉山田石川麻呂の異母弟、蘇我臣日向（身刺）が、皇太子中大兄皇子に、倉山田大臣の謀反企図あるを潜するに及び、中大皇子、これを信じ、ために、蘇我倉山田石川麻呂の経死、その妻子の殉死、隨身者の経死という事件が起った記録（戊辰—二十四日）がある。この事件は、本来、蘇我氏内の内紛に原因するものである。この記録は、特に、蘇我倉山田石川麻呂側の氏族記録を素材としている。このことは、この記録中、蘇我の大臣の言動の表現、その言辞に十分に知り得る。この事件記録の直後に、「是日」記録があるが、これは、前記録と重複する部分があり、別

人記録の附加挿入である。更に続いて、「庚午（二十六日）：」の書き出しで、蘇我の大臣側の者に対する処刑の状況を記した記録があり、また続いて「甲戌：」の書き出しの処刑記録がある。共に、附加挿入記録である。

なお、次に「是月」記録として、事件の後日記録がある。これは是月記録に多く見られるように、短い記録を巧みに配列構成して、一つの挿話態に仕上げられている。大略、三段の構成である。

第一段は、直接の、後日譚として、山田大臣の遺品中から、その「貞浄」の心を証するものが見出され、中大兄皇太子が、「悔耻」し、「哀歎」され、直ちに蘇我日向臣を筑紫の大宰帥として流刑されたことを記す。なお、これに、「世人相語して曰はく『是、隠流乎』』という風説譚を附記している。第二段は、皇太子妃、蘇我造媛が、父、山田大臣の死を悲傷すること甚しく、遂に、死に至ったことを記す。第三段に、皇太子中大兄皇子、妃造媛の死を聞き、哀泣甚しかったことを記す。この第三段に、野中川原史満の奉獻歌二首を附記している。すなわち、第三段は、

「皇太子、造媛の徂逝を聞きて、愴然として傷恒し、哀泣しますこと極めて甚しかりき。

是において、野中川原史満、進みて歌を奉りき。歌ひて曰はく
山川に鴛鴦二つ居て 偶好く 偶へる妹を誰か率にけむ 其一

本毎に花は咲けども 何とかも うつくし妹がまた咲き出来ぬ
其二

皇太子、概然として頽歎し、哀美して曰はく、『美きかも、悲しきかも。』と、すなはち御琴を授けて唱せしめ、絹四疋、布二十

端、綿二裘を賜ひき。」とある。この第三段中、「是において」以後は、この第三段本文への附記挿入である。

「野中」は、その居住地名であり、帰化人氏族の集落地であった。彼は、宮廷に奉仕していた史生で、帰化人である。第一首（其一）は、相愛の女の姿が見えなくなったことを歎く、男の歌である。その上句に矚目の比喩を用いて、率直にその心情が歌い出されている。ただ、これは、詩経の「周南」に

「関関雎鳩在河之洲 窈窕淑女淑君子好述」

とあるを、模本としたものとする説が古くからある。第二首（其二）は、明らかに死んだ妻に対する哀傷の心をよんだ、男の歌である。

この歌二首の奉獻者は、川原史満と記されている。しかも、この歌は、この折の、中大兄皇子の悲痛の心情を、みずから歌いあげられた個人詠歌と見得るごとく巧みに作歌されていることは注意すべきことである。しかし、この二首は、川原史満が、中大兄皇子の代作者として作歌し、献呈したものであろう。天皇・皇后・皇太子などの作歌が、側近の代作者によって作歌されていることは、初期万葉期あたりまでの間に既にかなり指摘されている。ただ、この二首の場合のように、その代作者の名が明瞭になっているものは少い。

二首の歌の記録の直後に、中大兄皇子の称讃の言葉を記し、更に琴を授けて直ちに唱せしめられ、更に、多くの賜物ありしことを記すこと、これ、川原史満が、代作者であることを証するものであるう。

孝徳代の大化の五ヶ年の記録は、実質、中大兄皇太子を主とし、中臣鎌子らの協力による。改新の推進を多く記録し、その末、五年

に、人間中大兄皇子の姿を描写する。すべて中大兄皇子への讚美に一貫するを見る。この間の修史整文者、皇子膝下の整文者なることおのずから明らかである。

孝徳代は、前記五年の、三月、阿倍大臣の薨去、続く、蘇我倉山田石川麻呂の死によって、同年四月、左大臣巨勢徳陀左臣、右大臣大伴真徳連となり、白雉元年を迎える。

孝徳紀の第二の歌は、白雉四年の条末尾の「是歳」記録の中にある。すなわち二段構成で

「是歳、太子奏請しまし曰はく『冀くは、倭の京に遷らむと欲りす。』と。天皇、許しまさず。皇太子、すなはち皇祖母尊、間人皇后を奉り、并せて皇弟等を率て、往きて、飛鳥の河辺の行宮に居ましき。時に、公卿大夫百官人等、皆随ひて遷りき。」（一）

是に由りて、天皇、恨みて国位を捨てむと欲りまして、山崎に宮造りせしめましき。すなはち、間人皇后に歌を送りて、曰はく
鉗著け あが飼ふ駒は引出せず あが飼ふ駒を 人見つらむか
（紀一一五二） （二）

とある。

この、皇太子中大兄皇子が、天皇を残して、皇祖母尊・間人皇后等を伴って、飛鳥の地に遷られた原因については、この是歳記録中には全く記録がない。ただ、白雉二年の末に附記されている是歳記録に、

「是の歳、新羅の貢調使、知万沙滄等、唐国服を著し、筑紫に泊てき。朝廷、恣に俗を移せることを悪みて、訶噴して追還しき。

時に、巨勢大臣、奏請して曰はく、『方今、新羅を伐たずんば後において必ずまさに悔あらむ。其の伐たむ状は、挙力を用いず

難波津より、筑紫の海裏に至り、相接して鱧舳を浮け盈て、新羅を召して、其の罪を問はば、得やすかるべし。』。」

とある。ここに、巨勢大臣が、新羅を伐つことを奏請し、まず、その問責を進言していることを記すは、この前後になお、新羅の遣使・貢調のことを記録するといへど、新羅の体度、既に、自国保全のためのみの便宜にすぎないことを見抜いて、この奏請に及んだものと見得る。すなはち、なお、皇極代以来の唐国の勢力の南進、更に進み、大化末年時、新羅の百済を破るに至る情況が生じている。その新羅の勢力、おのずから、日本に及ぶを危惧しての巨勢大臣の進言と見得よう。

このような情勢の判断とその所置への考慮に関して、孝徳と中大兄との間に、決定的な見解の相違を見るに至り、中臣鎌子の進言によって中大兄皇子の決断が実行されるに至ったことを、白雉四年の是歳記録が示していると思得よう。難波長柄豊碕の地は、前進基地としては、好個の位置にあるといへど、絶体保全を要する本宮根拠地としては、飛鳥の地に遠く及ばない。中臣鎌子の深慮の致すところであろう。

孤独、難波の長柄豊碕宮に遣された、孝徳は、その悲傷の心に、国位を捨てんと思ひ、京都、乙訓郡山崎に宮造りを命ぜられた。その時、直ちに間人皇后に歌を送り、その哀情を伝えせしめんとされたものとして、歌が附記挿入されている。

この歌は、駒(馬)に寄物して、恋情を表わしたと見ることは、旧来、すべて同説である。この比喩表現歌は、「愛情深く、私が大切にしている人は外へも連れ出さないでいる(のに)(この)私が大切にしている人を他の人が(今)見ているのであろうか(なあ)」

と、嘆き悲しんでいる男の歌である。この歌は、本来、

鉗著け あが飼ふ駒は 引出せず
引出せずあが飼ふ駒を 人見つらむか

の形でうたわれた、古代民謡形式の歌謡であると思得る。整文者は、この歌謡を短歌記録形式として採りあげ、孝徳の、その悲傷の心情を強調表現するために、孝徳の、間人皇后に送られたものとして、ここに附加挿入したものである。

この二段構成の、第一段に事実を記録し、第二段に、その事実にかかわる挿話を附記したものであり、その第二段に更に歌を附記挿入したのである。

それは、この整文者の孝徳への同情・共感を加え表わしたものである。

悲嘆の孝徳は、そのことより十ヶ月足らずに、病臨に臥せられたことを、白雉年末の五年十月の記録に記し、その時、皇太子中大兄皇子は、皇祖母尊・間人皇后及び皇弟・公卿等を率いて、直ちに難波宮に赴かれたことをも記す。その月十日、天皇の崩御、続いて殯宮の事を取り行われたとある。

故に、前記の、是歳記録の整文者は中大兄皇太子の膝下の者である。

齊明紀の歌謡八首の中、七首は、孝徳紀歌謡(二首)と同様に、抒情歌謡である。齊明代は、先代孝徳の白雉期以後、事実中大兄皇太子の主宰と中臣鎌子らの施策とによって国改の実施が進められて来た、その改新施政は、一層、強力・積極的に推進された時期である。しかし、一方に、唐の南下勢力の浸潤は一層決定的となり、高

句麗・新羅からの救援要請がしきりに至り、特に、百済の存亡にかかわる状況は、日本勢力の前進基地である任那への圧力の強化を生じ、これらのため、改新政治の促進は、外側から大きな強圧を受けらるに及ぶ状況に至っていた。

齊明紀は、これら内外の政治状態にかかわる治績本辞記録と唐・南鮮などとの交渉記録が大半を占めている。

齊明に關しての記録は、齊明代末の六年十二月、百済救援の軍を進めるために、難波の宮への行幸の記録より以前には、政治状況とは殆どかわりなく、実政者中大兄皇太子の上に、居られた天皇としての記録のみである。

齊明紀中、齊明歌とされている歌六首はすべて、そのような時期のものとして記録されている。それはすべて、時代の状況とかわりなく、皇位に置かれている、孤独齊明の唯一の心の慰めであった皇孫建王の夭折を悲傷する心情をうたいあげた、個性抒情歌である。

齊明紀四年五月には、まず、

「五月、皇孫建王、八歳にして歿す。今城の谷の上に殯を起てて収めき。」
(一)

と記す、帝紀記録について、

「天皇、もと順にして器あるを以て、重じましき。故、哀みに忍えず、傷慟極めて甚し。群臣に詔して曰はく『万歳千秋の後、かならず、朕が陵に合葬せよ。』と、
(二)

すなわち、歌を作りまして曰はく、

今城なる小群が上に雲だにも著くし立たば何か歎かむ 其一
射ゆ鹿をつなぐ河辺の若草の 若くありきとわが思はなくに

飛鳥川 みなぎらひつつ行く水の 間もなくも思ほゆるかも
其二

天皇、時時に唱して悲哭しましき。」
と記す。

第一首は、今城の谷に殯宮に置かれている皇孫建王に対する天皇の傷心の情を率直に歌い出されている。下三句の表出は、果し得ない希求へのほげしい願望の表現手法であり、万葉集歌にも類同の手法が見られ、ここに個性歌の誕生の姿が既にみとめられる。第二首は上三句を「若さ」の比喩句として、夭折された建王を、そのように若かかったと思われないほど利発な皇子として深愛された悲哀の心が歌われている。これは、前記記録中に「天皇もと順にして器あるを以て、重じましき。」とあるに照応する。しかし、天智紀の帝紀記録中、皇子女の出生記録に、「建皇子と曰す。唾にして、語、能はざりき。」とあるとは矛盾する。しかし、事實は、このような皇子であった故に、天皇の、皇孫に対する不便さの愛情が、その悲傷心を一層強くさせたのであろう。この上三句の比喩もまた万葉集歌に見られる。第三歌の歌情は、前二首にうたわれた悲傷の心情がおのずから生み出す溟濛の心境を素直にうたい表わしている。この上三句の比喩も万葉集歌に見られる。

更に、同年十一月に

「冬十月、庚戌朔申子、紀の温湯に幸しましき。天皇、皇孫建王を憶ひ、愴爾、悲泣しましき。
(一)

すなはち、口号して曰はく

山越えて海渡るとも おもしろき今城のうちは 忘れゆましじ

水門の潮のくだり 海くだり うしろも暗に置きてか行かむ 其一

うつくしきあが若き子を 置きてかゆかむ 其二

秦大蔵造万里に詔して曰はく『この歌を伝へて、世にな忘れしめそ。』と。 其三(二)

とある。

この三首は、天皇が、紀の温湯に行幸される折に、皇孫の坐ます陵墓を遠く離れる悲しみを口づからの歌と記されている。その第一首は、旅立ちにあたって、かつて皇孫建王とたのしく過された頃を思い、今城にいます建王への限りない追憶の心情が歌われている。第二首は、今城の陵墓にいます亡き建王を残して旅立つ、とめどもない暗い心情を上三句の比喩に寄せてしみじみと歌い表わされている。特に、第三首には、第二首の表現の中にこめられている対象を、はっきりと「うつくしきわが若き子」と現わし、その片歌三句は、建王に対して、直接に話しかける表現(会話表現)によって亡き建王への深い愛情を包まず率直に表出している。

この六首の歌は、斉明の自作歌とされている。

しかし、前の三首を含む、五月の条の一段落は、三段構成であり、第一段に、帝紀記録を置き、第二段に、それにかかわる挿話的記録を附記し、更に、第三段は、第二段の挿話的記録への附記挿入の形で歌三首を置き、なお、その歌にかかわって附記を記している。後の三首を含む、十月の条の一段落は、五月の条の帝紀記録を前提として、それにかかわる挿話的記録をまず記して、この条の第一段とし、その挿話的記録への附記挿入の形で歌三首を置き、な

お、その歌にかかわる附記を記した、この条の第二段を記し、実質上、三段構成となっている。

すなわち、前の三首、また、後の三首を含む部分の段を附記挿入と見ることは、それぞれ、その段の初めに「廻作歌曰」また「乃口号曰」と記すことの、附記挿入文の形式であることによる。なお、特に、後者に「口号」の語を用いているにもよる。「口号」は、今日、「口づから歌ひ」(「記紀歌謡集全講」・「日本文学大系・古代歌謡集」)また「くつうたして」(「日本古典文学大系・日本書紀下」)などと訓読されている。しかし、「中文大辞典」によれば、「口号」は。

① 謂随口所号呼。猶口占也。(例文省略)

② 詩体名。楽人所進之頌辞。先儷文一段。謂之致辞。繼以詩一章。謂之口号。(例文省略)

とある。①の意は、今、ここにふさわしくなく、前記の訓読もこれに合わない。むしろ、②の解、儷文一段―致辞に、継いで詩一章を以つてするを口号と謂うとすること、すなわち、文に継いで詩を附記する。「詩体」の形を模本とし、附記挿入形式による歌の挿入附記の初めに、「乃口号曰」と記したと見得よう。しかも、なお、この三首を記した後に、「秦大蔵造万里に詔して曰はく『この歌を伝えて、世にな忘れしめそ』と。」と附記があることからして、この三首の歌の代作者を、帰化人氏族秦大蔵造万里とも考え得る。これに準じて見れば、前三首の初めに、「廻作歌曰」とあり、三首の歌の末尾に附記して、「天皇時々唱而悲哭」とあるも、同じく、秦大蔵万里の代作者であるを考え得よう。

既に、孝徳紀の三首についても記したように、舒明代を曙光時と

し、以来、斉明代に、実質、始動する初期万葉の世界において、天皇・皇后・皇太子などの歌が、その側近の代作者によって作歌されていることは、既に認められている。斉明紀の歌の場合もまた同様に解することは不当ではない。この代作歌を天皇・皇后・皇太子などの自詠歌として採りあげ、これを、宮廷抒情歌として附記挿入したのは、修史整文者の、有識と巧智の手法によることであろう。

なお、上記の宮廷抒情歌と同性格のものとして、斉明紀には、なお一首、中大兄皇太子の自唱歌とされている歌がある。すなわち、その七年十月の条に、

「天皇の喪、歸りて海に就きき。」

(一)

是において、皇太子、一所に泊てて、天皇を哀慕しましき。

(二)

すなはち、口号して曰はく、

君が目の恋しきからに 泊てて居て かくや恋ひむも 君が目

を欲り (紀一二三)

(三)

とある。

斉明紀は、斉明の、皇孫建王の薨去を悲傷する記録に続いて、十一月の条に、有間皇子の蘇我赤兄の企図による謀反を起し、遂に、藤白の坂に絞首された事件を記録する。これ以後の記録は、唐及び新羅の勢力の、百済への強圧の増加と、そのために、百済からの、日本への救援要請の状況を記すに多く、主として記す。

ここに、中大兄皇太子と中臣鎌子らの、百済救援の企図、遂に、斉明宮廷を北九州に移し、国を挙げての出陣を決するを記し、六年十二月、天皇、まず、難波の宮に行幸し、更に七年三月、筑紫に御船を進め、五月、朝倉橋広庭宮に遷りますも、遂に、翌六月、その

朝倉の宮居に崩御されたことを記す。これに次いで、前記の七年十月の条の記録がある。

この十月の条、また、三段構成であり、第一段として、「天皇之喪」の海路の帰幸を記し、次に、それにかかわる、中大兄皇太子の哀慕・追悼の状を、挿話記録の形で、第二段として附記する。第三段は、その挿話記録の追慕の心情の強調表現として、一首の歌を、中大兄皇太子自唱歌の形で附記挿入する。しかも、この歌の直前に、「乃口号曰」と記すこと、既に記したように、この第三段が、第二段の挿話記録への附記挿入であることを見せ、それが、中大兄皇太子側近の代作者の作歌を、中大兄皇太子の自唱歌として記したものであることをうかがわしめる。

なお、この修史整文者が採りあげた代作歌宮廷抒情歌の資料は、恐らく、「斉明内廷」の奥深く秘蔵保有されていたものであろう。飛鳥の斉明内廷は、暫々の火災にあい、その場所は移っているとしても、中大兄・間人、大海人にとって、温い母の懐の地であり、中大兄・大海人は共に、政局の変動の中にも、時あって、暫々「倭京」飛鳥へ帰っている。貴重な史的資料・記録類、また、飛鳥こそ、最も安全な保有の地であったであろう。

孝徳・斉明雨紀の修史整文者は、孝徳・斉明の二代にわたる、中大兄皇太子を主宰者とする改新政治の進展を伝える治績本辞記録、及び、それにかかわる唐・南鮮などとの交渉記録などを資料とする修史整文の際に、孝徳・斉明二代の帝紀記録と共に、斉明内廷に保有されていた十首の抒情歌を、その治績本辞記録などに附加し、挿入することによって、一面に、孝徳・斉明・中大兄の人間味を描出

し、この改新政治史を一層すばらしく豊かなものとなすことを意図し、構成整文したものである。ここに、孝徳・斉明兩紀に所収されている歌が、特に（一首紀一二二を除いて）悲傷の抒情歌のみであり、その前代の皇極紀の歌謡の性格と、その附加挿入の意義を全く異っている所由がうかがわれる。

なお、この修史整文期は、天智紀の構成性格が、後述するよう
に、天智七年の、天智即位より以前の称制期間と、即位以後とに關して、その構成・整文意識特に歌謡の附加挿入についての整文者意識に相違が見られることからして、天智紀六年以前と見得る。その修史整文者は、一貫して中大兄皇太子膝下の者である。

なお、斉明紀には、上記の所論において除いてきた一首の歌謡（紀一二二）がある。この歌謡の解説・解義は、今日未だ諸説あり、果されていない。しかし、この歌謡を含む、六年末尾に置かれている是歳記録は、この歌謡の置かれている意義を理解させる。すなわち、この記録は、四段に分ち得、

「是の歳、百済の為に新羅を伐たむと欲し、すなはち駿河国に勅して、船を造らしめましき。」（一）

己に訖りて、挽きて績麻の郊に至れる時、其の船、夜中に故無くして、艦舳相む反れり。衆、終に敗れむことを知りき。（二）

科野の国言さく、『群蠅れて西に向ひて、巨坂を飛び蹴ゆ。大きき十圍ばかり、高さ蒼天に至れり。』と。或ひは、救軍の敗績の恠と知る。（三）

童謡有りて曰はく、（歌謡省略）（四）

とある。歌謡の直前に、「有童謡曰」と記すは、この歌謡の時勢諷

刺歌謡なることを示す整文者の整文知識によることは、前記した。その事由として、第一段に、百済のために新羅を伐たむとする治績本辞記録を置き、附加するに、変異の凶兆記録二篇を置く。

斉明代は、既記のように、唐の南下勢力の、新羅を圧し、その勢更に百済に及び、遂に唐・新羅合併の軍力が、百済を亡したことを、斉明紀六年末附載の「日本世記」に記す。

その六年十二月の条に、斉明の、百済救援のため、まず難波宮に行幸し、軍備を備えられたことを記す。更に、七年正月の条に、斉明の、西征行を記す。この間に、前記の是歳記録が置かれている。

この是歳記録は、この西征行の結果の不吉をいい、敗戦に終る予兆を語る。したがってその末に附記挿入されている「童謡」も、当然、たま時勢諷刺の歌謡である。このことは、先行諸説も略同じである。

したがって、この童謡の附記挿入には、中大兄皇太子の施政への強い批判の意識がある。すなわち、その修史整文者に、反中大兄（反天智）意識の存在が見られる。この点、この一首の附記挿入は、前記した、孝徳・斉明兩紀を一貫して見える整文者の意識と全く反する。ここになお不審が残る。

「是歳記録」は、日本書紀中に約七十七条あり、その大半は、推古紀から天智紀までの間に附記挿入されている。しかも「是歳記録」は、そこに確かな年・月・日を記していない記録である。故に、内容によっては、その挿入箇所は、必ずしも確認し得ないものである。

この「是歳記録」の内容もまた、天智紀二年八月の条の、白村江

における、百濟救援の日本軍敗退記録より以前の、天智紀元年末にある同種の「是歳」記録の位置にも置き得るものである。筆者は、むしろ、整文者の誤認によるかと思う。(これについての私考は、なお、次の「天智紀の歌謡」の章に併せ記す。)

七、天智紀の歌謡

天智紀の歌謡五首は、その記録の初めに、「童謡曰」「童謡云」「于時童謡曰」と記し、すべてが、時勢諷刺歌謡であることを明記している。この歌謡五首の附記・挿入の意義は、しかし、なお、必ずしも明解されていない。ただ、この五首の歌謡のすべてが、天智紀七年の即位以後の中に置かれていることは、特に注意すべきことである。

天智紀の前半である、中大兄皇太子称制期の約五年間の記録は、斉明崩御のために一時中断された、新羅討伐再出発の記録から始まっている。しかし、この国家的企図は、日本軍が白村江において完全に敗北したことを、二年八月の条に記して終っている。その後の、三年二月の記録以後は、六年二月の記録まで主として、内政にかかわる記録——帝紀記録及び治績本辞記録が記されており、その間に唐・百濟などとの穏かな交渉記録が置かれている。これは、白村江の戦によって、南鮮にあった日本勢力を一掃したことにより、唐勢力の南下は一応止ったことによるのであろうか。

しかし、なお、再び、唐勢力の進攻のある恐れ、特に国内防備のため、まず、対馬島・壹島岐・筑紫国等に防人と烽とを置き、また筑紫に水城を築き(三年是歳記録)、更に、長門国に城を築き、筑紫国の大野及び椽にも城を築く(四年八月の記録)などの記録があ

る。

このように、天智紀前半の記録は、比較的平穏な国内状況の記録を主としている。したがって、この間に挿入されている変異記録もきわめて少く、それらも甚しい凶兆を記していない。

しかて、称制期末の六年三月に、都を近江に遷されたことを記す記録以後に、天智紀の記録態に変容が見えはじめている。まず、六年三月の条に、

「都を近江に遷しましき。

是の時、天下の百姓、都を遷すことを願はず、諷諫者多く、童謡もまた多し。日々夜々失火の処多し。」

と記録がある。これは、単に、民意の、近江遷都を願わないことのみが原因でない。中大兄皇太子と中臣鎌子らによる改新施政は、齊明代に入て積極的に推進され、その間、前記のような、対外征討行その敗退後の国内防衛の増強は、そのための重租重課が次第に民間に、波及しここに民意の離反を生じさせた。この民意の離反が、近江遷都の時、一層激しくなった。これによって、「諷諫」が多く現れ、「童謡」が広く流され、更に、その反意を放火によって表わすに至った状態を、この記録に示す。

更に、七年正月、天智即位後の記録中に、
七月……(中略)……時人曰はく『天皇、天命おほりなむとするか。』

とある。また、八年十月の条に、中大兄皇太子の改新政治実施の、知竅であった藤原鎌足(中臣鎌子)の薨去後、天智は、国内防備のため、八年十二月の条に、高安城を修築し、幾内の田税をここに収蔵したことを記し、更に、九年二月の条に、再び高安城を修して、穀

物塩類を集積し、また、長門に一城・筑紫に二城を築いたことを記すように、なお、精力的に施政を進めている。一方、これらのための重租・重課から生ずる民意の離反を抑圧するために、その間の、九年正月の条には、「朝廷の礼儀と行路の相避ることを宣する」に併せて、「誣妄・妖偽を禁断すること」を命じたことを記し、続いて、同年二月の条に「戸籍を造り、盜賊と浮浪とを断たしめき」と記すように、民意の離反を禁圧する方策を強力に施している。

これらの施政の記録の後に、天智紀歌謡の第一首が置かれているすなわち、

五月 童謡曰

打橋の集衆の遊びにい だませ子

玉手の家の八重子の刀自

いでましの悔はあらじぞ いだませ子

玉手の家の八重子の刀自 (紀一二四)

とある。この歌謡の意は、川辺で行われる「集衆の遊」に箱入り娘を誘い出そうとする情をうたったとされている。このような意解のみでは、この歌謡をここに置いた意義は見されない。しかし、この歌謡に「童謡曰」と初めに記し、その歌謡のみを記していることは、この期の天智施政に対する時勢諷刺歌謡として用いていることは確かである。この「童謡」の記録の前に、八年十二月の条に、「大蔵に災ありき。」「時に斑鳩寺に災ありき。」と記し、更に、九年四月の条に「夜半の後、法隆寺に災あり、一屋も余す無かりき。大雨・雷震ありき。」と記す。ここに集中して、不慮の火災また天象異変の変異記録を記し、その直後に、この童謡の記録を記すと、前記六年三月の条に記すと同じ情況であり、その意義も同じ

く、天智施政への民意の離反を表わす。これらの、諷諫・童謡また火災のことをあらわに記すは、この天智施政期の記録の整文者に、反天智意識のあることを見る。

第二の歌謡は、十年正月の、「是月」記録に、多くの百済系帰化人の学者・技術者などに、それぞれ采位・位冠を授けられたことを、まず記し、その末尾に、

童謡に云はく、

橘は 己が枝々生れれども 玉に貫く時同じ緒に貫く

(紀一二五)

と記す。その授爵の記録部分は、天智の治績本辞記録を記す。これに「童謡云」と記して、この歌謡を置くことは、天智の治績に対する諷刺の歌謡としてである。この歌謡そのものの意は解意を記すまでもない。しかし諷刺歌謡としては、その反意となる。すなわち、施政の不公平をいうものである。この是月記録の二段構成にも、既に、反天智意識に立つ整文者によることが読み得る。

天智紀の、残る三首の歌謡は、十年十二月、天智の崩御と殯事とを記す帝紀記録の直後に、

時に、童謡に曰はく、

み吉野の 吉野の鮎 鮎こそは島辺もえき 之苦しゑ 水葱の

もと 芹のもと吾は苦しゑ 其一 (紀一二六)

六臣の子の八重の紐解く 一重だにいまだ解かねば 御子の紐

解 其二 (紀一二七)

赤駒のい行きはばかる真葛原 何のつてごと ただにしえけむ

其三 (紀一二八)

と記す。

第一の歌謡は、鮎にとって島辺が住みよい。水葱や芹の生えているもとでは（水が浅くて）苦しいことだの意であるが、この歌謡は、既に、鮎を寄物とした情意表現歌である。恐らく古代民謡世界の歌であろう。第二の歌謡は、宮仕えの人がしきりに言い寄るが、その誰にも許さないで、皇子に許すことよの意であり、この傾向の歌謡は、古事記・日本書紀にある、「志毘（鮎）」伝承にかかわる歌謡の中に類想表現歌謡が見られ、恋争いを主題とした歌謡である。第三の歌謡は、万葉集巻十二に全くの同歌があり、古代民謡世界の歌謡であり、男のまだるっこさをもどかしく思っている女の恋歌である。

この三首を「童謡曰」として置いた寓意は諸説ある。しかし、この童謡三首は、天智紀十年十月の記録の後に是月記録として置かれている記録を前提としている。この記録は天智の臨終の折、天皇は皇弟大海人皇子に、後事を託そうとされたが、大海人皇子はこれを固辞して、直ちに、出家姿となり、吉野に入られたことを記す。このことは、天智と大海人皇子との間に既に意見意志の相違の甚だしく、大海人皇子はむしろ身の危険を知り吉野に入り、再起の時を伺うとされたと解かれている。この意によって、多く寓意が、古来、述べられている。ともかくも、第一歌謡は、「吉野」の語あり、鮎を大海人皇子に寄せ、その吉野に入って機を待つ大海人皇子の苦しい心境を表わしたと見得る。第二歌謡は、天智の遣臣たちが、大海人皇子の行動の所置にとまどっている中に、大海人皇子は早くもその企図の実行に着手されたことよと、讚える歌と解し得る。第三歌謡は、その大海人皇子の、企図実行をためらわず、早く実施されることを更にすすめ、激励する意のものと思得よう。すなわち、この三

首の歌謡は、一応、大海人皇子の吉野での苦しみに同情し、遂に企図実行に入られたことを讚え、更に、これを激励したものと一応の解意をなし得る。このかぎりでは、この歌謡三首は大海人皇子——天武への讚歎の歌謡である。

残る問題は、この三首の歌謡の前に「于レ時童謡曰」と記すこと、これは、前置の帝紀記録への附記である書法であることを前記した。しかも「童謡曰」とする。この構成は、天智の崩御・殯宮のことの記録を前提し、それに附記するに、大海人皇子——天武への讚仰歌謡三首を置く。これ、天智一代の施政に対するきびしい批判と強烈な諷刺の姿勢を表わすものである。この「童謡」三首をここに置くは、この構成に、その修史整文者に強い反天智意識の存するを見得る。この故に、その修史整文期は、次代天武持統代以後であり、その臣下の整文者によると見る。

ただし、天智紀前半の、中大兄皇太子の称制期間は、前記したように、後半期とやや異なり、白村江の敗戦以後は、その間の記録事は比較的平穩であり、そこに、童謡もなく、変異記録もきわめて少ない。更に、斉明紀末からの新羅征討記録のみについて見れば、その記録は、天智紀元年以前の記録に続く一つの資料によるものであり、斉明崩御記録を以って斉明紀一巻を閉じた故に、新羅征討記録が兩紀の末と始とに分断されるに至っているを見得る。故に天智紀前半の部分は、孝徳・斉明の修史整文者によって整文されていると見得る。すなわち、孝徳・斉明の兩紀及び天智紀前半は、通じて、中大兄皇太子膝下の整文者により、天智即位の初め頃以後に整文されたものである。

なお、先に、斉明紀中、唯一の童謡を含む是歳記録につき、その附加挿入の箇所疑義を残したが、今こままでの論述によって、この是歳記録の構成整文のみについては、これが、天智紀後半の整文者の手法に同じであることを見得る。しかも、前記のように、斉明紀・天智紀にわたって記されている新羅征討記録には、斉明紀の章で記したように、二箇所、この是歳記録を挿入するに適する所がある。この故に、天智紀後半の整文者が、その整文時に、この是歳記録を斉明紀の箇所に挿入した。筆者は、前記のように、天智紀の白村江敗退の前年記録末に置くのをなお妥当と見る。この見解の相違はともかくとしてもこの是歳記録の構成、整文とその挿入附記は天智紀後半の修史整文者、すなわち、天武・持統の臣下の者によることを再認する

八、む す び

本論考は、舒明紀以後の歌謡の、それぞれの天皇紀に置かれてい
る意義の解明に点主を置いた。ただ、舒明紀の歌謡一首は、即位前
記にあり、実質、推古代末のものである故にその事由を記し、本論
考から除いた。(別論考に記述)

皇極紀の歌謡のすべてには、反蘇我氏意識を見、孝徳斉明兩紀及
び天智紀前半の中大兄皇太子称制期の歌謡類には、それを含む構文
に、概括、中大兄皇太子讃仰の意識を見、天智紀後半の、近江遷
都、天皇即位以後の歌謡類には、反天智意識の存在を見た。故に、
皇極紀の歌謡を含む記録及びその他の記録について、その修史整文
期と整文者とを、孝徳代以後の者とし、孝徳・斉明及び中大兄皇太
子称制期の、歌謡を含む記録及びその他の記録について、その修史
整文期と整文者とを、中大兄皇太子称制期の、皇子膝下の者とし、
天智紀後半の歌謡を含む記録及びその他の記録の修史整文期と整文
者とを、天武持統以後の臣下の者とし、そこに相違を見た。

なお、論述中、併せて、皇極紀歌謡と天智紀歌謡との、「童謡」
(「謡歌」を含める)としての挿入意識の相違を明らかにした。

(一九七〇・一〇・一五)

注① 「継体紀以後の歌謡」(国学院雑誌昭和45年10月号)

注② 「欽明紀以後の歌謡」(古事記年報昭和45年)

注③④は、注①に同じ。

注④・⑤・⑦は、注②に同じ。